

1. 件 名：「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 HTTR 原子炉施設の新規制基準への適合性の確認に関する事業者ヒアリング（207）」

2. 日 時：令和2年8月7日（金）10時00分～12時10分

3. 場 所

（1）原子力規制庁10階南会議室

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

※ 本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

新基準適合性審査チーム

片野安全審査官、榭見安全審査官、荒川安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

大洗研究所 高温工学試験研究炉部 部長 他10名

放射線管理部 環境監視線量計測課 課長 他2名

建設部 施設技術課 担当者 他1名

5. 議事要旨

（1）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、大洗研究所（北地区）のHTTR原子炉施設の設計及び工事の方法の認可（以下「設工認」という。）申請（第1回～第4回）<sup>※1～4</sup>に係る審査会合<sup>※5～7</sup>における指摘事項及びその後のヒアリングにおける確認事項のうち、第1回及び第4回申請に係るものについて、配付資料に基づき説明があった。

（2）原子力規制庁から、上記（1）の説明に対し、主に以下の事実確認を行った。

①資料1について

・ 今回の設工認申請において整備するとした非常用発電機（可搬型設備を含む）が、電力を供給する設備（負荷）に対して十分な容量を有していることを、非常用発電機容量の設定根拠資料として示すこと。

・ 可搬型のサーベイメータについても、測定範囲などの仕様を明記すること。

・ モニタリングポストの作動検査には、無線設備からの伝送表示に加え、有線設備からの伝送表示も加えること。

・ 線量率の表示器の入力に対する表示誤差の根拠となる規格を示すこと。

②資料2について

・ 水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せの影響確認について、現状評価が、水平2方向の組合せよりも保守的であることを説明すること。

（3）原子力機構から、上記（2）の確認事項について了解し、今後のヒアリング及び審査会合で説明し、必要に応じて補正を行う旨の回答があった。

6. 配付資料

・ 原子力機構からの配付資料

資料1 HTTR 設工認第1回申請のコメントに係る回答

資料2 HTR 設工認第4回申請の再申請(R2.3.30)のコメントに係る回答  
(耐震性(波及的影響含む))

資料3 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 HTR 第1回～第4回設工認  
確認事項管理表

- ※1 [日本原子力研究開発機構から HTR 原子炉施設の変更に関する設計及び工事の方法の認可に係る申請\(第1回申請\)の一部補正を受理\(平成30年7月30日ホームページ掲載\)](#)
- ※2 [日本原子力研究開発機構から HTR 原子炉施設の変更に関する設計及び工事の方法の認可に係る申請\(第2回申請\)の一部補正を受理\(令和2年7月20日ホームページ掲載\)](#)
- ※3 [日本原子力研究開発機構から HTR\(高温工学試験研究炉\)の変更に係る設計及び工事の方法を認可申請書\(第3回申請\)の一部補正を受理\(平成31年4月25日ホームページ掲載\)](#)
- ※4 [日本原子力研究開発機構から HTR\(高温工学試験研究炉\)の変更に関する設計及び工事の方法の認可に係る申請\(第4回申請\)を受理\(令和2年3月30日ホームページ掲載\)](#)
- ※5 [第353回核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合](#)
- ※6 [第359回核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合\(合同開催\)](#)
- ※7 [第365回核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合\(合同開催\)](#)